

○上野原市バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱

平成25年9月2日

告示第55号

改正 平成26年2月7日告示第8号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、上野原市バリアフリー基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第25条第1項に基づく上野原市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）策定のために必要な事項の協議及び調整を行う。

(構成)

第3条 協議会は、市長が委嘱又は任命する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者団体を代表する者
- (3) 障害者団体を代表する者
- (4) 地域住民を代表する者
- (5) 商工関係団体を代表する者
- (6) 公共交通事業者
- (7) 公安委員会の職員
- (8) 国、県及び市の道路管理者
- (9) その他関係行政機関及び市の職員

(10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本構想の策定が完了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設経済部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年2月7日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行する。